

【様式】

杉並区 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	29,582	29,648	29,686	29,454	29,273
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	34,019	22,095	10,498	5,631	0
③ 整備台数(予備機除く)	10,760	10,820	3,821	4,053	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	10,760	10,820	3,821	4,053	0
⑤ 累積更新率	36.4%	72.8%	85.6%	100.0%	100.6%
⑥ 予備機整備台数	1,240	820	780	1,577	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	1,240	820	780	1,577	0
⑧ 予備機整備率	11.5%	7.6%	20.4%	38.9%	0.0%
基金事業により整備済の台数(前年度までの④+⑦)	0	12000	23640	28241	33871
当年度までの調達台数累計(③+⑥)	12,000	23,640	28,241	33,871	33,871

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

令和2年9月に購入した端末16,060台については、経年劣化等により故障率が高く日常的な利活用に支障をきたすため、令和6・7年度で更新を行う。リース端末については、リース期間満了となる年度に更新する。予備機については、端末更新の最終年度である令和9年度に児童生徒数×15%となるように段階的に増やしていく。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：16,060台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：16,060台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にて再使用・再資源化を委託：0台
- ・その他（ ）：0台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- 令和7年2～3月 処分事業者 選定
- 令和7年4月 使用済端末の事業者への引き渡し(8,180台)
- 令和8年2～3月 処分事業者 選定
- 令和8年4月 使用済端末の事業者への引き渡し(7,880台)

○その他特記事項

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」第10条第3項の認定を受けている事業者または「資源の有効な促進に関する法律」に基づく製造事業者のいずれか一方を満たす事業者を選定する。処分にあつては、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき処分を行う。